

# 会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年11月22日(火) 午前10時00分から午前10時50分まで
開催場所	上尾市役所 議会棟4階 全員協議会室
議長(委員長・会長)氏名	渡辺 英人 会長
出席者(委員)氏名	高松 佳子、須賀 聡、長島 優香、布施 俊輔、高橋 晴美、 小山 晴久、須賀 好和、浅子 工
欠席者(委員)氏名	遠山 将央
事務局(庶務担当)	総務課：石川課長、田村副主任、梅津副主任、田中主任、金子主任
会 議 事 項	議 題
	<b>【諮問案件】</b> (1) 電子計算機結合に関する意見照会 「汎用データベース (kintone)運用業務」(総務部 IT推進課) (2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について (答申)
議事の経過	別紙のとおり
会議資料	資料1 令和4年度第2回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する意見照会について 資料2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について(答申) 資料3 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例(議案) 資料4 個人情報保護法改正に伴う対応に関する調査回答の集計結果
議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 4年12月 6日	
	議長(委員長・会長)の署名 <u>渡辺英人</u> 議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
石川課長	<p>ただいまから、令和4年度第2回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。本日は委員の皆さんの出席が過半数に達しておりますので、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定に基づき審議会が成立したことを報告いたします。</p> <p>それでは、改めて会議を進めてまいります。</p> <p>まず、事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
梅津副主幹	<p><b>【資料の説明】</b></p>
石川課長	<p>それでは、議事の進行を渡辺会長にお願いいたします。</p>
渡辺会長	<p>議事に先立ちまして、本審議会の会議公開・非公開の決定をさせていただきます。上尾市では審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会運営の透明性・公正性を確保し、開かれた市政の推進を目指しています。本審議会につきましては、個人情報を含む審議である場合を除いて、平成14年度から原則公開としています。そこで、皆さんにお諮りいたします。本審議会の原則公開について、ご異議のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
渡辺会長	<p>ありがとうございました。それでは、本審議会は原則公開をもって運営いたします。本日、傍聴者はおりますでしょうか。</p>
田中主任	<p>傍聴者は1名です。</p>
渡辺会長	<p>それでは、傍聴者を通してください。事務局から傍聴に当たっての注意事項の説明をお願いします。</p>
田中主任	<p><b>【傍聴者に対して注意事項を説明】</b></p>
渡辺会長	<p>それでは、本日の議事に移ります。本日の議事は、2件ございます。</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
梅津副主幹	<p>1件目は、電子計算機結合に関する意見照会です。「汎用データベース（kintone(キントーン)）運用業務」でございます。2件目は、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について」の答申でございます。</p> <p>なお、調査審議に当たりましては、事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。それでは、事務局からお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【資料1に沿って「審議会に対する意見照会事項」を説明】</b></p>
渡辺会長	<p>それでは、議事の「(1) 諮問案件」に入ります。</p> <p>まずは、電子計算機結合に関する意見照会です。「汎用データベース（kintone）運用業務」でございます。</p> <p>諮問案件の審議のため、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第7条の規定により、説明のための関係職員の出席を求めていますので、お願いしたいと存じます。</p> <p>関係職員の入室を許可いたしますので、ご案内をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【関係職員入室 IT推進課 加藤主幹、石川主任】</b></p>
渡辺会長	<p>それでは、内容をご担当の方よりご説明願いたいと思います。</p>
石川主任	<p>それでは、今回お諮りする「汎用データベース（kintone）の運用業務」に関し、「電子計算機結合に関する意見照会書」に沿って説明をさせていただきます。お手元の資料1ページの「事務の概要」をご覧ください。</p> <p>概要の説明に先立ちまして、まず、簡単にデータベースの説明からさせていただきます。データベースとは、決められたルールでデータを蓄積することで、整理や検索を容易に行うことができるデータの集合体のことをいいます。このデータベースを活用し、給与支給や税額の計算など特定の業務に特化させ、利用しやすくしたものが業務システムであり、業務システムは大量の情報を扱う業務を効率的に行うために利用されています。</p> <p>このような業務システムは便利である一方、プログラミングなどの高度な専門知識を持つエンジニアでなければ、作成やメンテナンスできないこ</p>

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>とから、なかなかシステム化できない業務も多いのが現状です。</p> <p>こういった課題を解決するため、専門的な知識を有しない市職員が簡単に業務に関わるデータベースを作成できるサービスが「kintone」になります。kintoneのデータベースの作成方法に関しては、イメージ図を用いながら説明しますので、別紙2をご覧ください。別紙2右ページの「アプリの作り方」が作成時のイメージ図になっております。</p> <p>図を見ていただきますと、図の左側に項目一覧という枠が見えていただけたかと思えます。この枠の中には、文字や日付、数字などのデータを入力するためのパーツが入っており、こういった情報を入力できるようにしたいかを考えながら、適したパーツを、ドラッグ&amp;ドロップにて配置していくことで簡単にデータベースを作成することができます。</p> <p>このように業務を担当する職員自らが業務システムを素早く作成できるようになることで、Excel等の表計算ソフトを利用していた業務についてもシステム化が可能になり、非効率な作業を行っていたものを効率化することが期待されます。</p> <p>こういった汎用的なデータベースを作成することができるkintoneを運用することが、今回お諮りしている「汎用データベースの運用事務」となっております。</p> <p>なお、kintoneはインターネットを介してサービスを利用するクラウドサービスとなっており、利用するユーザー数に応じて契約ができることから、全職員が一斉に利用を開始するわけではなく、まずは活用に前向きな部署にて利用を始め、費用対効果を確認しつつ全庁に展開していこうと考えております。</p> <p>続きまして、保有する個人情報の内容及び対象者について説明します。資料1ページの「個人情報の内容」欄をご覧ください。</p> <p>本システムを新たに運用するにあたり、まずは従来紙を用いてきた、庁内での届出などの内部管理業務にて利用していくことを考えております。そのため職員番号や所属部署、職員の氏名、生年月日、住所や連絡先等が保存する情報となり、この場合、対象者は上尾市に勤務する正規職員や会計年度任用職員となります。</p> <p>本システムの運用開始後、導入効果を確認しつつ、庁内の各所属に利用範囲を広げていくことを考えておりますが、汎用データベースは、蓄積す</p>

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>るデータを利用する職員が決めていくこととなります。そのため、全庁へ展開していく中で、別紙1に記載しておりますような、各担当課が提供する行政サービスを利用する市民の氏名や電話番号や連絡先、また事業所の住所や担当者の連絡先等を保有する可能性があります。</p> <p>続きまして、結合先及び結合する理由について説明します。資料1ページの「結合先」欄をご覧ください。</p> <p>kintone上に保存されたデータは、kintoneを製造している株式会社サイボウズが運用しているクラウドサービス運用基盤のCybouzu.comにて保存されることとなります。</p> <p>次に、資料1の「電子計算機の結合を行う理由」欄をご覧ください。電子計算機の結合を行う理由につきましては、大きく2点ございます。</p> <p>まず1点目としまして、庁舎内にサーバ機器を設置して利用する場合と比較し、クラウドサービスのため運用に要する費用が安価であり、費用対効果を確認しつつ利用することができる点が挙げられます。</p> <p>また、近年は地震や水害などの自然災害が増加傾向にある中で、嚴重なセキュリティや災害対策、停電対策を行っている建物に設置されたサーバ機器等を用いたサービスを利用することで、災害時を含めた業務の継続を確保できるという点が挙げられます。</p> <p>最後に、個人情報の保護措置について説明します。資料1ページの「個人情報の保護措置」欄をご覧ください。</p> <p>まず、結合先のデータセンターに関しましては、先程ご説明しております「クラウドサービス運用基盤 Cybouzu.com」になりますが、こちらは、情報セキュリティに関する第三者認証である「情報セキュリティマネジメントシステム」の認証を取得しております。</p> <p>また、特に重要な情報を取り扱っている中央省庁が情報システム基盤としてクラウドサービスを利用する上で、セキュリティや施設設備等の一定の基準を満たしていることをデジタル庁等が認証する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」も取得しているなど、厳しい基準をクリアした環境にて運用されています。</p> <p>続いて、上尾市での運用上行う保護対策をご説明します。kintoneはクラウドサービスであることから、接続先を知っていれば、個人が所有するスマートフォンやパソコンから接続することができます。これはメリット</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>である一方で、職場の外で個人情報を見ることができたり、個人の所有する端末にデータを保存するなどセキュリティ上リスクの高い行動が可能となり、情報漏洩の危険性が増加してしまいます。こういった行動を防ぐため、運用にあたり上尾市の <b>kintone</b> 環境に接続できる通信の制限を行います。具体的には上尾市ネットワークを経由しない通信については、上尾市の <b>kintone</b> 環境に接続できないように設定することで、職場内でしか利用できないよう制御するとともに、通信の暗号化を行うことで、情報の保護を行います。そのほかにも運用を開始するにあたり、利用上の注意事項を定めた運用ルールを策定し、運用ルールを順守したうえで利用するよう周知を行っていきます。説明は以上となります。</p>
渡辺会長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p>
高松委員	<p>電子計算機の結合を行う理由のところ、費用が安価であるというのが理由の一つに挙がっていますが、どのくらい変わるもののでしょうか。</p>
石川主任	<p>庁舎内で機器を設置して運用する場合は300～500万円という金額がかかってくるのですが、<b>kintone</b> の場合は月額一人当たり600円前後の金額で利用を始めることができます。</p>
須賀聡委員	<p>クラウドからダウンロードする訳ですから、職員が持ち歩いているスマートフォン等に情報をダウンロードすることができるということですね。そうすると、資料がダウンロードされたスマートフォンを落としたり無くした場合の管理というのも徹底された方が良いと思います。</p>
石川主任	<p>こちらとしても、そういったところから情報漏洩が起こることを懸念しております。通信の制限を行ってスマートフォン等では <b>kintone</b> にアクセスできないように設定します。</p>
須賀聡委員	<p>端末においてもそういった制限をかけるということでしょうか。</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
石川主任	上尾市のネットワークを経由しない通信については接続ができないよう制限を行うことで、職場の外からは繋げない環境を構築して、端末の紛失等から起こるセキュリティ上のリスクを無くす対策をとります。
須賀聡委員	分かりました。ありがとうございます。
渡辺会長	その他にご意見・ご質問はいかがですか。 よろしいでしょうか。それではご担当者の方は、ご説明いただきありがとうございました。ご退室いただいて結構です。
	<b>【関係職員退室】</b>
渡辺会長	それでは、審議に入ります。委員の皆様からのご意見をお願いします。  職場の学校でもそうなのですが、これまではエクセルやアクセスを使用してやってきましたが、企業を含め kintone 等を使うのが当たり前のようになっています。こういったシステムは積極的に利用したほうが良いと思います。情報漏洩等の懸念というのは付きまといますが、こればかりは発生した時に審議するしか現実的でないと感じています。今回に限らず以前の議題でもそうですが、まずはやってみようという方向で応援するという考えでよろしいのではないかと思います。
	皆様いかがですか。よろしいですか。
委員	意見無し。
渡辺会長	それでは、皆様のご意見をお諮りいたします。 IT推進課の電子計算機結合に関する諮問案件について、承認することによってよろしいでしょうか。
委員	異議無し。

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡辺会長	<p>ありがとうございました。では、「汎用データベース (kintone) 運用業務」について承認いたします。審議の結果は後日書面をもって答申します。</p> <p>次は、2件目の諮問案件です。「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について」の答申でございます。</p> <p>令和4年6月6日付け上総第271号の上尾市長からの諮問に対しまして、答申したいと思っております。それでは、早速議事に入りたいと思っております。</p> <p>本日の答申に向けて、これまで事務局と調整しながら素案を作成し、あらかじめ委員の皆様にも見ていただき、ご意見をいただきました。答申書の素案では、委員の皆様からいただいたご意見を出来る限り反映し、その結果を確認させていただいた次第です。委員の皆様には答申書の作成にご協力いただき、改めてお礼申し上げます。</p> <p>本日は、これから委員の皆様から意見があったところ、追加・修正箇所について、事務局から説明いただきまして、答申書の内容でご承認いただけるようでしたら、そのまま畠山市長に答申をしたいと思っております。どうぞ、ご協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
梅津副主幹	<p>委員の皆様には、ご多忙のところ本日の答申に当たり建設的なご意見を賜りありがとうございました。答申書におきましては、委員の皆様からいただいたご意見を、可能な限り反映し、さらに会長と調整を図りながら一部修正を加えさせていただきました。</p> <p>ではさっそくではございますが、答申書の説明をさせていただきます。時間の都合上、委員の皆様からのご意見があったところや、修正を加えさせていただいたところを説明したいと存じますのでご了承ください。</p> <p>それでは、事前に送付しました、資料「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について (答申)」をご用意ください。</p> <p>答申書の別紙2ページをお開きください。「(3) 条例要配慮個人情報について」のところでございます。この項目については、高松委員と長島委員からご意見がございました。結論部分の「現時点では条例において規定しない」ということについては、ご賛成いただいておりますが、3ペー</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ジ目の最後の段落のところにある、個人情報保護委員会が想定する条例要配慮個人情報の例にある「LGBTに関する情報」や、「一定の地域の出身である事実」についての部分で同じご意見がございました。</p> <p>最初の答申案では、「将来的に保有した段階で検討すれば足りると思料する」という表記としておりましたが、この表記についてご指摘があり、保有するまで上尾市は何も検討していないのではないかと、という印象を与えてしまうとのことでした。</p> <p>ご指摘のあった点につきましては、文章表現が不十分でありましたので、最初の答申案に記載した「将来的に保有した段階で検討すれば足りると思料する」という表記は削除し、「保有した段階で規定の要否及び規定の範囲につき迅速かつ適切に判断できるように、立法事実の有無や、社会状況の変化などを特に積極的に調査確認していくことが必要である。」という、高松委員からご提案いただいた文言に改めさせてさせていただきました。</p> <p>また、「LGBTに関する情報」や、「一定の地域の出身である事実」についてどのような検討がされているのかというご意見をいただきました。こちらについては関係課に確認したところ、「LGBTに関する情報」については、主に埼玉県が相談窓口を行っており、現在は上尾市でも人権相談所の開設時にLGBTに関する相談が受けられるとのことでした。しかしながら、現段階では具体的な情報は得られていない状況であることですので、引き続き、関係課と密に連絡を取り合って積極的に調査確認していくよう努めてまいります。</p> <p>また、「一定の地域の出身である事実」については、関係課に確認したところ、上尾市においては社会の変化と共に混住化が進み、地理的な境界が判然しなくなっているということがございます。したがって、個人情報保護委員会が例示とした「一定の地域の出身である事実」に該当しないと考えております。逆に、地理的な要因でないものでの差別、偏見に係る情報については、条例要配慮個人情報ではなく、保護法で規定されている、要配慮個人情報に該当すると考えております。もちろん、地理的な要因での差別、偏見に対する不利益が生じないように、引き続き関係課と情報共有しながら確認していく必要はあると考えております。</p> <p>続いて、「(5) 開示決定等の期限について」でございます。3ページ</p>

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>から4ページにかけて記載しているところです。</p> <p>こちらにつきましては、4ページ目の最後1段落目に加筆させていただきました。「なお、期間の算定方法は、民法の原則により初日不算入とされているため、改正保護法と同様の算定方法とし、これまでの初日起算15日以内を初日不算入14日以内に改める。」というところでございます。これまでの保護条例では、初日起算の15日以内としていましたが、初日起算は認められないとのことから、初日不算入14日以内に改めるものです。なお、情報公開条例につきましても同様に初日不算入の14日以内に改めるようにいたします。</p> <p>続きまして「(6) 情報公開条例との整合性について」でございます。</p> <p>こちらは、四角で囲んでいる結論部分を修正しました。答申案では、「改正保護法と情報公開条例との規定を比較検討した結果、両者の規定内容には、相違点が見受けられる」としていましたが、答申書では、記載のとおり「公務員の氏名については、開示されるものであることから、条例に開示情報として定めることは不要であり、法令秘情報については、新たに条例に不開示情報として定めることは許容されないものであることから、条例改正を行うことはできない。」に改めました。</p> <p>結論としては変わりませんが、新たな条例の規定は不要であるというのではなく、保護法の観点から、条例に定めることは許容できない旨の見解が個人情報保護委員会より示されたため、当初検討していた、条例の規定は設けることはできないということになり表記を修正させていただきました。</p> <p>それから、「公務員の氏名について」のところでございますが、答申案では、『個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関等編）』を参照にしていたのですが、『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』の方が分かりやすい解説でしたので、事務対応ガイドを参照にした表記に改めさせていただきました。</p> <p>また、「法令秘情報について」のところでございますが、最初の答申案では、これまで個人情報の開示請求においては、制度開始以降、実施機関が「法令秘情報」に該当することを理由に開示請求に対して非開示とした実績は一度もなく、法令の規定による本人への非開示情報は、そもそも想定し難いという理由で、条例の制定は不要であるとしておりましたが、個</p>

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>個人情報保護委員会の事務連絡により、法令秘情報は、条例に不開示情報として定めることは許容されないとの見解が示されたことから、答申書の5ページ第二段落のところに、加筆、修正させていただきました。内容は記載のとおり、「上尾市では当初、情報公開条例との整合性を図る上で、法令秘情報を非開示情報として検討事項に含めていたが、個人情報保護委員会からの事務連絡により、法令秘情報は、改正保護法の非公開情報のいずれかに該当するかを実質的に判断する必要があるということから、外形的に法令秘情報に該当することのみをもって、条例に不開示情報として定めることは許容されないという旨の考え方が示された。」ということ修正として加えさせていただきました。</p> <p>また、最後の段落の「したがって」以降についても、公務員の氏名及び法令秘情報を非開示情報として条例に規定することはできない旨を修正として加えさせていただきました。</p> <p>そのほか、情報公開条例との整合性について、検討事項としていなかったもので高松先生からご意見がございました。</p> <p>内容としましては、改正保護法では、請求者が開示の決定を受けたあと、開示の実施方法を行政機関の長等に申し出なければならないという規定がありますが、情報公開条例にはその規定がありません。情報公開条例に開示の実施方法を行政機関の長等に申し出る規定を設けるか否か検討しなくても大丈夫ですか、という旨のご意見をいただきました。これは、個人情報の開示請求をするときに、請求者が開示請求書を記入しますが、保護法では請求後、開示決定があってから請求者が開示の方法を申請することとなっています。ただし上尾市の運用では、最初の請求時に開示の方法も記入する欄を設けていますので、今後もその運用をしていきたいと考えております。</p> <p>したがって、これまでの運用を継続し、情報公開条例に改正個人情報保護法と同種の規定を設けることはしない考えでございます。</p> <p>次に「(7) 審議会の諮問について」でございます。</p> <p>こちらは、最初の答申案では審議会を廃止し、審議会の所掌事務を審査会に移行するというものでございましたが、審議会を継続することに改めました。この点につきましては、委員の皆様にもお伝えしたところでございましたが、変更となった経緯及び意図についてご説明する必要がございます。</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ますので、お話をさせていただきます。</p> <p>当初の考え方といたしましては、「これまで審議会に諮っていた諮問案件の大半が縮小されることから、審議会の役割を情報公開・個人情報保護審査会に統合させることが妥当である。」というものでございました。</p> <p>審議会を廃止することについては、事務局としても相当迷いました。と申しますのは、そもそも審議会と審査会の役割や目的が異なることと、委員の構成が違うからでございます。審査会は、情報公開請求及び個人情報開示請求における開示、不開示決定に対して、請求人からの不服により審査請求があった場合に実施機関の諮問に応じて、調査審議するために設置されたもので、3人の委員で構成されております。</p> <p>一方、審議会は、市の情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に設置した機関で、特に個人情報の取扱いについては、多面的な審議が求められます。また幅広い職種の委員により構成されております。</p> <p>したがって、審査会と審議会の所掌事務の役割から鑑みると、性質が異なるため、審査会が、審議会の所掌事務を引き受けることは、適当ではないと考えております。</p> <p>なお、参考として、他市では審議会継続についてどう考えているのか、調査をしたところ、審議会を継続する自治体では、所掌事務の性質が違うという意見が多く見受けられました。</p> <p>当初の答申案では、審議会の廃止を検討しておりましたが、とても重要な案件でありましたので、再度、慎重に検討を重ねた結果、保護法改正後も引き続き、審議会機能を担保すべきであるという結論に達したという次第でございます。</p> <p>県内他市町村の動向については、お手元にご用意いただいた「個人情報保護法改正に伴う対応に関する調査回答の集計結果」に記載されております。この表は、個人情報保護法の改正に伴う対応について、埼玉県内63市町村の調査結果をまとめたものでございます。右下に審議会の継続についての集計結果が記載されております。63市町村中、35の団体が審議会の継続を考えており、全体の58%を占めております。</p> <p>答申についての説明は以上でございます。</p> <p>続いて、本日の資料で差替えのあった「議案」について、修正点を説明</p>

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>させていただきます。</p> <p>まず、議案の番号が「第82号」となりました。</p> <p>続いて、1ページ目の下から5行目の部分に「令和」が加わりました。</p> <p>それから2ページ目の第9条のところに「法及び」が加わりました。</p> <p>次に、3ページ目の第3条で「前条第1号」としていたのを「前条」としました。同じく第3条の第3号で、「公の施設の管理の業務」の部分に、「指定管理者が行う」を追加しました。</p> <p>続いて第5条の4行目の「規定に基づく諮問」が「規定に基づく」に変わりました。同じく、その2行下の「規定による諮問」としていたところを「規定による」に変更しました。</p> <p>最後に、5ページの第6条のところに「令和」が加わっております。</p> <p>議案の修正については以上です。</p>
渡辺会長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、皆さんご意見・ご質問等いかがですか。</p>
布施委員	<p>この内容でよろしいと思います。</p>
渡辺会長	<p>その他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>意見無し。</p>
渡辺会長	<p>それでは、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について」の答申を決定いたします。</p> <p>事務局において手続きを経て畠山市長へ答申させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応の方向性について」の答申を終了いたします。</p> <p>本日の議事は以上でございます。長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>議事進行を事務局にお戻しいたします。</p>

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
石川課長	<p>長時間に渡り、ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、あらゆる角度からご検討をいただきまして、的確なご意見が答申書に集約することができました。改めて感謝申し上げます。</p> <p>なお、本日確定した、答申書に基づき12月定例会市議会において、条例制定の手続きを進めさせていただきます。</p> <p>それでは、最後、次第の「その他」でございますが、令和4年度の運営審議会につきましては、特段の事情がない限り、本日をもちまして終了となります。今後、新年度の開催につきましては、議題が確定し次第、事務局から連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。誠にありがとうございました。</p>